国公立大学陸上競技連盟規約

第1章 総 則

第1条(名称) 本連盟は国公立大学陸上競技連盟と称する。

第2条(目的) 本連盟は対校陸上競技大会を主催し、加盟校の陸上競技部の発展および部員相互の親

睦を図ることを目的とする。

第2章 組 織

第3条(組織) 本連盟は国公立大学の加盟を持って組織する。

第4条(常任幹事校) 群馬大学・埼玉大学・東京学芸大学・横浜国立大学・一橋大学首都大学東京の6校を

常任幹事校とする。

第5条(加盟資格) 本連盟に加盟できる大学は国立大学および公立大学とする。

第6条(加盟手続き) 本連盟に新たに加盟しようとする大学は、会長・副会長及び幹事会、代表委員総会・

理事会での承認を得なければならない。

第7条(脱退手続き) 本連盟を脱退しようとする大学は、脱退理由を明記し脱退届を提出しなければならな

い。会長・副会長及び幹事会、代表委員総会、理事会での承認を経て脱退が認められ

る。

第3章 役 員

第8条(役員の構成) 1. 本連盟の役員を以下の通りとする。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理 事 各校若干名選出
- ④ 顧 問 若干名
- ⑤ 幹事長 1名
- ⑥ 秘 書 1名
- ⑦ 会 計 1名
- ⑧ 幹 事 若干名
- ⑨ 代表委員 若干名
- ⑩ 秘書補佐 若干名

第9条(役員の選出) 役員の選出は以下の通りとする

- ①会長および副会長は理事会により選出し、総会において決定する。
- ②理事は加盟校により選出する。
- ③顧問は会長がこれを委嘱する。

- ④幹事長は幹事会により選出し、会長がこれを任命する。
- ⑤秘書、会計は幹事会の互選により、幹事長が任命する。
- ⑥幹事及び秘書補佐は常任幹事校より幹事長が任命する。
- (7)代表委員は加盟校より各校一名選出する
- 第10条(役員の職務)1.会長は本連盟の業務を総括し、本連盟を代表する
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する
 - 3. 幹事長は本連盟の業務を総括管理し、幹事会を代表する。
 - 4. 秘書は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 5. 会計は財産管理並びに会計事務を掌握する。
 - 6. 幹事及び秘書補佐は常務を分掌し遂行する
 - 7. 代表委員は代表委員会を構成し、本連盟の重要事項について審議決定する
 - 8. 顧問は幹事会の諮問に応ずる。顧問に対して本連盟は、連盟のあり方や運営についての示唆や助言を求めることができる
 - 9. 理事は理事会を構成し、本連盟の重要事項について審議する。
- 第11条(役員の期間)各役員は代表委員総会において決定し、その任期は1ヵ年とする その任期は翌年の1月1日より12月31日までとする。ただし、 役員の再任はこれを妨げない

第4章 会 議

第12条(会議の種類)本大会は以下の会議を置く。

- ①代表委員総会
- ②幹事会
- ③理事会
- ④その他の会議
- 第13条(代表委員総会)代表委員総会は本連盟の最高議決機関とし、対校競技会に前後して行う。
- 第14条(幹事会) 幹事会は幹事長が必要に応じて召集し、本連盟の重要事項を 処理し本連盟運営の責にあたる。
- 第15条(理事会) 理事会は会長が必要に応じて召集し、本連盟の重要事項を審議する。(基本的には大会実施期間に開かれる)
- 第16条(会議の成立) 会議は委任状を含む過半数の出席をもって成立する。
- 第17条(会議の議決) 会議は出席者の過半数を持って決定する。可否同数の場合、議 長の決するところによる

第5章 会 計

第18条(会計) 本連盟の経費は以下の収入により支出する。

①加盟校分担金

②その他

第19条(会計年度) 本連盟の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第6章 補 足

第20条 (規約の改正) 本規約の改正は代表委員総会において出席者の3分の2以上の

同意を受け決定する。

第21条(出場資格) 対校競技会の出場資格は加盟校の学生及び大学院生で、日本陸

上競技連盟の登録者に限る。

第22条(細則) 対校競技会の施行について必要な事項に関する細則は別に申し

合わせ事項として定める

第23条(事務局) 事務局については当分の間特に定めない。

第24条 本規約は平成6年10月24日より施行する

平成元年10月21日制定 平成6年10月24日改定 平成21年8月31日改定